

弁護士会の

東京三弁護士会多摩支部 🔍 検索

No. **41**
2019/9

多摩地区法律相談 センターニュース



東京三弁護士会多摩支部は、多摩地域の皆様の生活の中で起こった法的トラブル解決のお手伝いができるようにと、八王子・立川・町田に法律相談センターを設けております。

多摩地区法律相談センターには、主に、多摩支部で活躍している弁護士が相談担当となって、相談を伺っております。些細なことでも構いませんので、一人で悩まず、まずは各センターにお電話をいただくか、インターネット予約もできますのでご活用いただき、お気軽にご相談ください。

今後も多摩地域の皆様に、よりよいリーガルサービスを提供できるよう一丸となって活動してまいりますので、ご意見・ご要望等ございましたら、東京三弁護士会多摩支部にお寄せください。

令和元年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター運営委員会

委員長 草道 倫武

発行所 東京三弁護士会多摩地区法律相談センター

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階

Tel (042) 548-3800 Fax (042) 548-3808

東京三弁護士会多摩支部ホームページ <http://www.tama-b.com/>

弁護士による子供の悩みごと相談

子どもの権利に関する委員会 委員

弁護士 長谷川 泰

東京三弁護士会多摩支部では、子どもに関わる法律問題や法的トラブルの専門相談窓口として、「弁護士による子どもの悩みごと相談」を開設しています。相談時間は毎週水曜の午後2時～午後7時です。子ども本人が下校後（放課後）に相談をしたり、仕事帰りの親が相談をできるよう、5時間にわたり相談窓口を開いています。子ども本人やご家族の方、教員、支援者など様々な立場の方からご相談が寄せられています。

1. 弁護士による「子どもの悩みごと相談」とは？

「いじめ」、「虐待」、「退学」、「不登校」など、未成年の子どもに関わる問題の相談先について悩まれたご経験はないでしょうか。「弁護士子どもの悩みごと相談」は、子ども本人からはもちろん、親・兄弟や周りの大人からも、子どもに関する相談であれば誰でも利用できます。まずは、電話相談（無料）で弁護士のアドバイスを受けられます。必要に応じて面接相談も行っていますので、電話相談の際にご希望をお伝えください。面接相談も初回は無料です。相談の結果、弁護士が事件の依頼を受けて代理人として活動する場合は費用がかかりますが、弁護士費用を援助する制度（日本弁護士連合会子どもの人権援助制度など）があり、子どもにはなるべく負担がかからないよう工夫がなされています。

自治体や民間団体なども、子どもに関する相談窓口を設置していますが、「弁護士子どもの悩みごと相談」が他の団体の相談窓口と大きく違うのは、単に相談を受けるだけでなく、必要な場合、子ども特有の問題に専門的な知見のある弁護士が、実際に解決に向けた対応を行うことができる点にあります。また、地域内の関係各機関と密な連携を図りながら必要に応じた法的サービスを提供できるように努めています。実際に、ご相談から弁護士が受任をして、解決に向けた交渉や調停・訴訟等の手続をとったり、関係機関と連携したケースも数多くあります。

2. どんなことが相談できる？

子どもに関わる相談であれば、どんなことでも構いません。ご相談内容に応じて、法的なアドバイスをしたり、必要な支援をしています。内容によっては、他の適切な相談窓口を紹介いたします。電話相談では、相談者が名前を言いたくなくても構いません。相談の秘密は守られ、相談したことを誰かに知られることはありません。電話を切りたくなければいつ電話を切ってもかまいません。弁護士が相談者と一緒に良い解決方法を考えます。以下は、相談内容の一例です。

◆相談例①：いじめを受けたAさん

(小学5年生)

5年生になってクラスが変わり、クラスの友達から無視されたり悪口を言われるようになりました。毎日学校に行くのがつらくて、電話相談にかけました。

相談を受けた弁護士は、Aさんの話を受け止め、Aさんの気持ちをよく聞いた上で、保護者とも相談しました。そして、学校に具体的な対応をしてもらうため、代理人となって学校と何度も協議を重ねました。その結果、学校が、Aさんといじめていた子のクラスを分け、いじめが止まりました。

※ いじめの被害者だけでなく、加害者になってしまった子や親などからの相談も受け付けています。



◆相談例②：虐待を受けたBさん（小学4年生）

両親から「お前なんかいない」と言われ、殴られました。私だけ食事をさせてもらえないこともあり、以前は寒い夜に家の外に出され、中に入れてもらえないこともありました。

相談を受けた弁護士は、Bさんの今の生活の様子や気持ちを詳しく聴き取りました。児童相談所や子ども家庭支援センターなどと連携し、両親とも話し合った結果、Bさんはいったん両親と離れて安全な場所に移りました。その後も弁護士は、Bさんの立場で、児童相談所や両親との間で連絡調整役を担い、Bさんは再び両親と暮らすこととなりましたが、もう以前のような辛い思いをすることはなくなりました。

◆相談例③：インターネット被害にあったCさん（中学2年生）

無料だと思ってスマホのゲームサイトでアイテムを購入したら、親のところに高額な請求がきてしまい、困ってしまいました。

インターネットやスマートフォン等の普及に伴い、このような相談が増えています。相談を受けた弁護士が、消費者生活センター等と連携を取りながら、請求してきた業者と交渉した結果、アイテムの購入契約を取り消すことができ、代金の支払いをしませんでした。

◆相談例④：両親の離婚に悩むDさん**（中学3年生）**

両親の仲が悪く、お母さんが家を出て行ってしまいました。裁判所で離婚の話をしているようですが、今どんなことになっているのか分かりませんが、もし、両親が離婚したら、僕はこのままお父さんと住むことになるのでしょうか。お母さんとはもう会えないのでしょうか。

相談を受けた弁護士は、Dさんの不安な気持ちを受け止めたうえで、裁判所での離婚の話の手续や、その手续の中でDさんの意思をお父さん、お母さん、そして裁判所にしっかり伝えられる「子どもの手続代理人」の制度について、わかりやすく説明をしました。

そして、Dさんの気持ちや悩みを一緒に整理し、お父さんやお母さん、裁判所に伝えたところ、お母さんと面会ができるようになりました。お父さんもお母さんも、Dさんが今後どちらと住むかはDさんの気持ちを尊重してくれることを約束してくれました。

◆相談例⑤：退学を迫られた高校生Eさん**（高校1年生）**

同級生とけんかをしたことが原因で、高校の先生から自主退学をするよう迫られています。でも、僕は学校を辞めたくありません。

Eさんは退学届を出す前に電話相談をしました。相談を受けた弁護士は、保護者とも相談し、Eさんの代理人として学校に話し合いを申し入れました。何度も学校と話し合いを重ねた結果、Eさんは退学をしないで済むこととなりました。

東京三弁護士会多摩支部

弁護士による子どもの悩みごと相談

電話番号 **042-548-0120**

毎週 水曜日 午後2時～午後7時（祝日・年末年始を除く）

3. 夏休み限定企画

「弁護士による子どもなやみごとLINE相談@多摩」

最近、子どもや若者のコミュニケーションツールは、SNSが主流となっています。そこで、今年度は、夏休み限定企画として、8月29日（木）と30日（金）（いずれも午後1時～午後5時）に「LINE相談」を実施します。

LINEでのご相談は、LINE公式アカウント「弁護士による子どもなやみごとLINE相談@多摩」に友だち登録をしてメッセージをください。弁護士が直接1対1で対応し、メッセージのやりとりをしながら、ご相談内容に応じた法的なアドバイスをを行います。ぜひご利用ください。

子どもの悩みごと LINE 相談

LINE 公式アカウントに登録してご相談ください！

➡「弁護士による子どもなやみごとLINE相談@多摩」

令和元年 8月29日（木）午後1時00分～午後5時00分

8月30日（金）午後1時00分～午後5時00分



生活保護相談について

貧困問題対策プロジェクトチーム

座長 高野 太一郎

老後までに2000万円を貯めないといけない。そんなニュースが世間を騒がせています（この原稿は7月に書いています）。金融庁の報告書どおり、2000万円を貯められるならば、それに越したことはないでしょう。しかし、だれでも貯められる金額とは思えません。

お金が足りなくなったら、どうすればよいでしょうか。①まず、お金を借りるが思いつきます。②もしも自宅が持ち家であれば、処分する方法もあるかも知れません。③あるいは、きょうだい親類を頼ったりするかも知れません。④ほかにも、体のがんばりが利く限り、働く方法も考えられます。

ただ、こういった色々な方法を試しても、やっぱりお金が足りない場合もあるのではないのでしょうか。そのときには、生活保護を「活用」という方法があるのではないのでしょうか。

この文章を読んでくださる皆さんの中には、「いやいやどんなに困っても、生活保護のお世話にだけ

はなりません。」とおっしゃる方もおられるかと思っています。弁護士として仕事をする中で、そのようなお話をされる方にお会いすることは珍しくありません。そのお考えは、尊重しなければならないと思います。

ただ、皆さんの遠いご親戚に、心を病んで働けなくなった方はいらっしゃいませんか。たとえば、母方のいところで、母親が健在の頃は毎年1度会ったけれど、最近ずっとご無沙汰、みたいな。

あるいは、小学校の頃の同級生が、久しぶりにあったら失職して食うやくわずということはありますか（私は多少心当たりがあります）。その同級生は帰り道が同じで、しばしば一緒に下校していたくらいの間柄です。

もし、いま例をあげたような、いとこや同級生からお金の相談を受けたとき、どう返したらよいのでしょうか。お金がなくて市役所に相談に行こうとする人に、「生活保護なんて止めておけ」とは、なか

なかなか言いにくいかもしれません。

話が冗長になってしまいました。申し上げたかったことは、生活保護について、少し身近に考えてもらえたらうれしいということでした。他人事ではなくて、自分が受給しないとしても関わってくるかもしれない、そういう「自分事」として考えていただけたらうれしいな、ということでした。

弁護士会は、もしも生活保護のことでお悩みになったときの方のために、「生活保護相談」という専門窓口をもうけています。平成26年からはじめましたが、ご相談件数は2019年7月までで延べ788件に及びます。

さて、先ほどあげた具体例について、この場で少し説明をさせていただきます。一つふたつ、知識として知っていただけるとありがたいと思います。

まず、借金があると生活保護が受けられない？という誤解に基づくご相談を受けることがあります。確かに、生活保護として受け取ったお金で借金を返してしまったら、結局、自分の生活がまわらなくなってしまうです。それではせっかく生活保護を受けた意味が減ってしまうことでしょう。しかし、借金があることと生活保護を受けることは、まったく別の問題です。借金があるから生活保護を受けられないということはありせん。

持ち家があると生活保護を受けられない？というご相談を受けることもあります。確かに、持ち家があるなら先に処分するべきとも思えます。しかし、ご批判を承知で言わせて頂くと、処分してもあまり価値のない不動産もあります。処分する価値がないなら、むしろ住んだ方が経済的ということが考えられます。東京都が定める基準でも、一定以下の価値の不動産であれば、持ったまま生活保護を受けることが認められています。このあたりは、少し複雑になってきますので、ご質問があれば、ぜひ生活保護相談にお越しください。

生活保護を受ける前にきょうだいに頼らないといけない？という相談もあるかもしれません。確かに、きょうだい同士であれば、たすけ合うことが期待されると思います。しかし、悲しいことですが、仲のよいきょうだいばかりではありません（私がそうとは言いませんよ）。たとえ仲がよいとしても、きょう

うだいに余裕がないかもしれません。法律上も、決して、きょうだいの助け合いを生活保護の「条件」とはしていません。生活保護を受けつつ、きょうだいが余裕のある範囲内で助け合うことで十分なのです。

市役所に生活保護の相談に行ったけれど、「まだ若いから働けるでしょう」と指摘されることもあると聞いたことがあります。確かに、まだ若い人が、その気になれば働けるのに、怠慢で働かなくて貧乏だったら「自己責任」と批判されるかもしれません。しかし、若くても病気で働けない人もいます。また、丈夫な体を持ち、働く気も十分あるんだけれど、今は働く場が見つからない、ということもあるかもしれません。決してやり好みをするのではなくて、たとえば介護がある、子育てをしている、交通事情に相当の難がある、などなど、いろいろな理由から、選べる仕事制限されることもあると思います。若くて体が元気だとしても、生活保護を受けられることは十分ありえます。いま、困っているのですから、まずは生活保護を受けて一息いれて、ゆっくり立て直していくという考え方もあるのではないのでしょうか。

お金に困ることは、誰しもあることだと思います。皆さんの周りに、生活保護を考えている方がいらっしゃるかもしれません。お困りの方を見かけたとき、弁護士会の生活保護相談をご案内いただけたらともありがたく思います。相談料は、法テラスと弁護士会の制度を利用しますので、実際の相談時に、ご相談者さんが準備される必要はありません。



生活保護法律相談

TEL 042-642-5000

受付：月曜日～金曜日（祭日を除く）

午前9時30分～12時

午後1時～4時

法律相談センターのご案内

法律相談の電話予約
受付時間(祭日を除く)

- 八王子・立川法律相談センター／月～土曜日：午前9時30分～午後4時30分
- 町田法律相談センター { 水・金・土曜日：午後1時～6時
火・木曜日：午後3時～8時

インターネットからも法律相談の予約を受け付けております。 東京三弁護士会多摩支部 [Q 検索](#)

立川法律相談センター

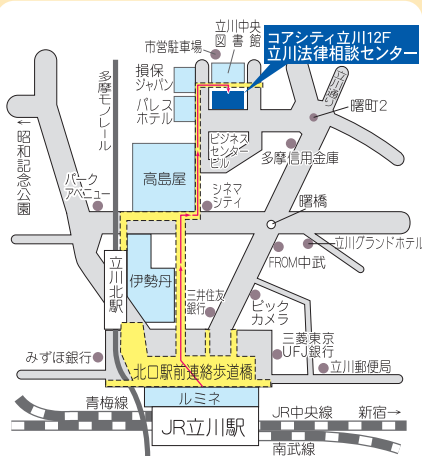
〒190-0012
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12階

042-548-7790

法律相談日 ※祭日を除く

月曜～土曜日 { 午前10時～12時
午後1時～3時30分
専門相談あり、詳しくはお問い合わせ下さい。

労働問題相談



※JR立川駅北口から徒歩7分
※多摩モノレール立川北駅から徒歩5分
※駐車場がありませんので車でのお越しは
ご遠慮下さい。

八王子法律相談センター

〒192-0046
東京都八王子市明神町4-1-11

042-645-4540

法律相談日 ※祭日を除く

月・火・木・土曜日：午前10時～12時
月曜～土曜日：午後1時～3時30分

夜間相談：水曜と金曜日の午後4時30分～7時



※京王八王子駅西口から徒歩3分
※JR八王子駅北口から徒歩7分
※駐車場がありませんので車でのお越しは
ご遠慮下さい。

町田法律相談センター

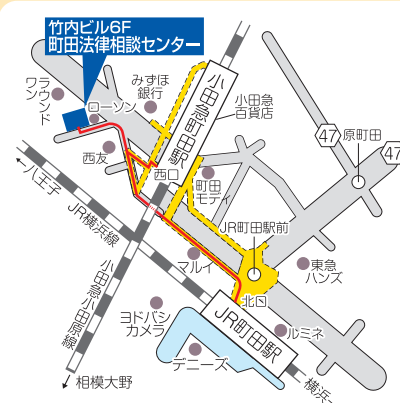
〒194-0022
東京都町田市森野1-13-3 竹内ビル6階

042-732-3904

法律相談日 ※祭日を除く

水・金・土曜日：午後3時～6時
火・木曜日：午後5時～8時

夜間相談：火曜と木曜日の午後8時まで



※JR町田駅北口から徒歩4分
※小田急線町田駅西口から徒歩2分
※駐車場がありませんので車でのお越しは
ご遠慮下さい。

**弁護士会町田法律相談センターで、
法テラスの法律相談が受けられます。**

※収入が一定額以下の方は、法テラスの無料
相談をご利用頂ける場合があります。ご予約
の際、ご希望の時間帯が無料相談に対応
しているか、あらかじめご確認ください。

予約電話番号 042-851-8172

法律相談料金

30分以内 **5,000円**(税別)
※延長15分につき2,500円(税別)

クレジット・サラ金

法律相談は **無料**

★高い利子で払い過ぎていませんか？
お気軽にご相談下さい。

電話ガイド

1件10分程度で一般的な問題 月曜日～金曜日(祭日を除く)
について無料でご案内します。 午前10時～12時

TEL 042-548-7175

一般相談

- 相続・遺言 ■ 離婚問題 ■ 土地建物の借地・借家 ■ 刑事事件など

専門相談

労働問題法律相談 労働者側は初回面接無料

〈労働者側〉毎週土曜日(祭日を除く) 午前10時～12時
〈使用者側〉毎週木曜日(祭日を除く) 午後1時～3時30分
TEL 042-548-7790(立川法律相談センター)

生活保護法律相談

受付：月曜日～金曜日(祭日を除く)
午前9時30分～12時、午後1時～4時
TEL 042-642-5000

※同じ問題について、3回までは無料で相談を受けられます。

弁護士子どもの悩みごと相談 (初回は電話相談です。)

受付：毎週水曜日(祭日を除く) 午後2時～7時
TEL 042-548-0120

※電話相談のあと、必要に応じて無料で面接相談を行います。

高齢者・障害者専門法律相談

ドメスティック・バイオレンス(DV)法律相談 初回面接無料

消費者問題法律相談

東京三弁護士会多摩支部まで、まずはお問い合わせ下さい。
受付：月曜日～金曜日(祭日を除く)
午前9時30分～12時、午後1時～4時30分
TEL 042-548-1190

犯罪被害者支援相談 (初回は電話相談です。)

受付：毎週火曜日(祭日を除く) 午後1時～4時
TEL 042-548-3870

※電話相談のあと、必要に応じて無料(原則、法テラスの援助を
利用)で面接相談を行います。